

薬生薬審発 0328 第 5 号
令和 4 年 3 月 28 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

家庭用品中の有害物質試験法について

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 45 号。以下「改正省令」という。）が公布されたことについて、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令の制定について」（薬生発 0328 第 2 号医薬・生活衛生局長通知）により通知しましたが、これまで有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（昭和 49 年厚生省令第 34 号。以下「施行規則」という。）で定められていた有害物質の含有量等を測定するための公定の試験法は、施行規則から別途定める通知に移行することとなりました。

これに伴い別添のとおり「家庭用品中の有害物質試験法」（以下「本試験法」という。）を作成したので送付します。

つきましては、下記の点も踏まえつつ関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

記

1. 本試験法は、改正省令の公布日から起算して 1 年を経過した日から適用されるものであること。
2. 本試験法の試験法各条に掲げる各試験法に代わる方法で、それが当該試験法以上の精度である場合には、その試験法を用いることができること。ただし、その結果について疑いがある場合には、本試験法で規定する当該試験法で最終の判定を行うこと。
3. 本試験法の内容は原則として、これまで施行規則で定められていたものと同様で

あるが、以下の5物質の試験法については、①有害な試薬（ジメチル硫酸）が使用されている、②充填カラムを使用しており分離能（精度）が低い、及び③確認試験が煩雑、といった課題を解消するための改正が行われたこと。

- (1) 4, 6-ジクロル-7-(2, 4, 5-トリクロルフエノキシ)-2-トリフルオルメチルベンズイミダゾール
- (2) ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン
- (3) テトラクロロエチレン
- (4) トリクロロエチレン
- (5) メタノール